SUGINAMI INFORMATION

保険・年金

年金生活者支援給付金制度

公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給される制度です。支給要件を満たす場合、2年目以降の手続きは原則不要です。

4年度、新たに当制度の対象となり得る方には、9月 以降、日本年金機構から請求書が送付されます。期日 までに日本年金機構へ請求し要件に該当すると、10月 分から支給されます。

圖給付金専用ダイヤル☎0570-05-4092 (050で始まる電話番号からは☎5539-2216)、国保年金課国民年金係

生活•環境

神田川流域河川整備計画(変更原案)閲覧と 意見書の提出

図閲覧・意見書提出期間=9月5日(月)~10月4日(火) (閲覧場所の休業日等を除く) ▶閲覧場所=都建設局河川部、都第三建設事務所(中野区中野4-8-1)、区土木計画課(区役所西棟4階)。都建設局ホームページでも閲覧可▶意見書の提出=意見書(様式自由)に意見を提出する計画名称・日付も書いて、10月4日(消

●基本的感染防止対策下記の対策等にご協力をお願いします。

- ●小まめな換気
- ●手洗い・手指消毒
- ●3密の回避
- ●マスクの着用

旧料金の事業系有料ごみ処理券をお持ちの方へ

現在、事業系有料ごみ処理券は、「平成29年10月改定」と記載された現行券のみ使用できます。

旧料金の事業系有料ごみ処理券(平成25年10月改定と記載があるもの)は、現行料金との差額を支払った上で現行券と交換(差額交換)するか、払い戻し(還付)をすることができます。申請方法については、事前にお問い合わせください。

なお、該当する旧料金券の差額交換・還付できる 期間は10月31日までとなっていますので、それまでに お問い合わせください。

圖ごみ減量対策課管理係、杉並清掃事務所☎3392-7281、同事務所方南支所☎3323-4571

衣類の拠点回収のお知らせ

毎月第2土曜日に回収拠点で、古着として着用できる汚れや破れのないきれいな衣類を回収しています。 闘9月10日出午前10時~正午(雨天中止) **場回**

【重要なお知らせ】

新型コロナウイルスの感染状況によっては、本紙および過去の「広報すぎなみ」掲載の催しや募集の内容等が変更・延期または中

止になる場合があります。最 新情報は、各問い合わせ先に ご確認いただくか、区ホーム ページをご覧ください。





各種相談

内容	日時・場所・対象・定員ほか	申し込み・問い合わせ
住まいの修繕・増改築無料 相談★	間 月・金曜日、午後1時〜4時(祝日を除く) 圆 区役所1階ロビー	圖東京土建杉並支部☎3313-1445、区住宅課
マンション管理無料相談	間9月8日休午後1時30分~4時30分 園区役所1階ロビー 図区内在住のマンション管理組合の役員・区分所有者等 置 3組(申込順)	■杉並マンション管理士会ホームページから申し込み。または申込書(区ホームページから取り出せます)を、同会事務局3393-3652ヘファクス 間同会事務局☎3393-3680、区住宅課空家対策係
書類と手続き・社会保険に 関する相談会★	■ 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1	圖東京都行政書士会杉並支部☎0120-567-537、東京都社会保 険労務士会中野杉並支部☎6908-8046、区政相談課
行政相談★	時9月9日金午後1時~4時 場区政相談課(区役所東棟1階) 内国の仕事等 (年金・福祉・道路など)の苦情・相談 他関係資料がある場合は持参	圖 区政相談課
高齢者被害特別相談★	圓 9月12日(月)~14日(水)午前9時~午後4時(都消費生活総合センターは5時まで) 囚 消費生活相談 利 間 明 電話 = 区消費者センター 公3398-3121 、都消費生活総合センター 公3235-1155 、高齢者被害110番(高齢者本人、家族からの相談) 公3235-3366 、高齢消費者見守りホットライン(ホームヘルパーなどからの相談) 公3235-1334 来所 = 区消費者センター(天沼3-19-16ウェルファーム杉並内) 個 特別相談以外にも、随時相談を受け付け	圕 区消費者センター ☎3398-3141
住宅の耐震無料相談会・ ブロック塀無料相談会★	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	間市街地整備課耐震改修担当
専門家による空家等総合無 料相談	■9月15日(州午前9時20分・10時15分・11時10分 ■日本記書 (区役所 西棟5階) ■日本記書 (図内の空き家等の所有者等(親族・代理人を含む) ■ 61組 (申込順) ■1組45分	■電話で、住宅課空家対策係。または申込書(区ホームページ から取り出せます)を、9月13日までに同係 ™5307-0689 へ郵 送・ファクス
不動産に関する無料相談	時 9月15日休午後1時30分~4時30分 場 区役所1階ロビー	申電話で、東京都宅地建物取引業協会杉並区支部☎3311-4937 (午前9時~午後5時〈土・日曜日、祝日を除く〉) 間同支部、区 住宅課
弁護士による土曜法律相談	時9月17日仕)午後1時~4時 場相談室(区役所西棟2階) 屆 12名(申込順) 個1人30分	■電話で、9月12日~16日に専門相談予約専用☎5307-0617(午前8時30分~午後5時)。または直接、区政相談課(区役所東棟1階)で予約 間同課
建築総合無料相談会・ブロック塀無料相談会★	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	圖東京都建築士事務所協会杉並支部☎6276-9208、区市街地整備課耐震改修担当
住民税(特別区民税・都 民税)夜間電話相談	喝 9月20日(火)午後5時~8時30分	圖納税課☎5307-0634·0636

※★は当日、直接会場へ。

子育で・教育

新しい乳・子医療証の送付

現在、中学3年生までの年齢に該当している方に交 付している乳・子医療証(薄オレンジ色)の有効期限 は9月30日です。

9月末に、10月1日から使用できる医療証(うぐいす 色)を送付します(郵送先は、医療証に記載の住所 です。居住状況の確認のため、それ以外の住所には 送付できません)。

新しい医療証の有効期限は5年9月30日です。ただ し、5年3月に中学校を卒業する方の⑦医療証と、5年 4月に小学校に入学する方の乳医療証の有効期限は5 年3月31日です。小学校に入学する方の子医療証(有 効期間が5年4月1日~9月30日)は、5年3月末までに 送付する予定です。

乳・子医療証をお持ちでない方はお問い合わせく ださい。なお、生活保護(医療扶助)を受給している 方や児童福祉施設等に入所している方などは、対象に ならない場合があります。

間子ども家庭部管理課子ども医療・手当係

外国人学校に通学する児童・生徒の保護者へ

区では、外国人学校に通学する児童・生徒の保護 者に、授業料などの負担を軽減するために補助金を交 付しています。

- ◆要件 次の全てを満たすこと
- ・学校教育法に基づく認可を受けた外国人学校に、 義務教育年齢に該当する児童・生徒を通学させて
- ・児童・生徒および保護者が区内に住所を有し、同一

日本赤十字社での受け付け

世帯である

- ・児童・生徒または児童・生徒の父もしくは母が日本 国籍を有していない
- ・授業料を納付している
- ・所得が限度額未満である(詳細は、区ホームペー ジをご覧ください)
- ◆申請期間 上半期(4~9月)分の申請を9月30日
- ◆申請方法 学校により申請方法が異なります。詳細 は、お問い合わせください。
- ◆補助金額 月額7000円×上半期のうち授業料を支 払った月数

問区民生活部管理課庶務係



5年度小学校に入学するお子さんの保護者へ

◆就学時健康診断

5年4月に小学校に入学するお子さん(28年4月2日 ~29年4月1日生まれ)を対象に、住所地の指定校で 就学時健康診断を行います。対象者には「就学時健 康診断のお知らせ」を9月28日ごろに発送します。各 学校の実施日・受付時間等は、区ホームページをご覧

厨10月13日休)~11月17日休)の各区立小学校が指定す る日 場各区立小学校(住所地の指定校) 間学務課 保健給食係☎5307-0762

◆指定校変更制度

住所地の指定校への就学が原則ですが、特別な事

情等がある場合は、指定校変更の申し立てができま す。詳細は「就学時健康診断のお知らせ」に同封す るほか、9月28日から区ホームページでもご覧になれ ます。

問学務課学事係☎5307-0760

採用情報 ※応募書類は返却しません。

区以外の求人

杉並区障害者団体連合会 職員

内連合会事務と交流館の運営業務▶勤務期間=10月1 日から(65歳に達した年度末で退職)▶勤務日時=月 16日程度。原則、午前8時30分~午後5時15分(第3 月曜日、年末年始を除く) **▶勤務場所=**高円寺障害者 交流館(高円寺南2-24-18) **▶募集人数=**1名**▶報酬=** 月額20万7850円▶その他=交通費支給(上限あり)。 有給休暇あり。社会保険加入 甲履歴書を、9月14日 午後5時までに同連合会事務局(〒166-0003高円寺 南2-24-18高円寺障害者交流館内)へ郵送・持参 間 同事務局☎5306-2627 他書類選考合格者には9月 下旬に面接を実施

その他

「はかり」の数量と種類を調査します

営業や証明などで「はかり」を使用している商店・ 医院などを対象に、「はかり」の数量と種類を調査し ます。

身分証明書(調査員証)を携帯した調査員が訪問 します。ご協力をお願いします。

時調査期間=9月6日(火)~10月21日(金) 間消費者セン ター☎3398-3141

「大雨災害義援金」にご協力をお願いします

①令和4年7月(宮城県) ②令和4年8月3日から (山形県・新潟県・ 石川県・福井県)

7月・8月上旬に各地で発生した大雨災害への支援に活用します。

受付期間 ①10月31日(月)まで②5年3月31日(金)まで

|入金方法||①「ゆうちょ銀行・郵便局||口座記号番号00190-9-487734||口座加入者名||日赤 令和4年7月大雨災害義援金」②「ゆうちょ銀行・郵便局 口座記号番号00190-2-515136 口座加入者名 日赤令和4年8月3日からの大雨災害義援金」へ振り込み

※受領証の発行は、通信欄に「受領証希望」と記入。窓口での取り扱いの場合、振替手数料はかかりません。

区役所にも義援金箱を設置します

設置期間 ①10月31日(月)まで②5年3月31日(金)まで

保健福祉部管理課地域福祉推進担当(区役所 西棟10階) /休業日を除く

問保健福祉部管理課地域福祉推進担当

(事前に備えて、危険から身を守ろう

台風等の強風に備える

建物の備えは十分に

強風に備えて、お住まいの建物や所有している空き家の屋根・外壁・塀などの点検・補強 を普段から行いましょう。

また、台風接近時には、窓ガラスのひび割れや窓枠のガタつきがないか調べ、窓にテープ を貼るなどして補強しましょう。建物の周りのもので、強風などによって飛ばされる恐れのある ものは室内にしまいましょう。

閰建築課、住宅課

樹木の管理は適切に

強風による枝折れや倒木など による被害を防ぐため、定期的 に枯れ枝の除去や枝葉の剪定を して、日頃から適切な管理を行 いましょう。

間みどり公園課



区議会を開会します

第3回定例会は3年度決算を審査します。

- 問い合わせは、区議会事務局へ。

(予定)

第3回定例会(初日は午後1時開会) 9月12日(月)~10月19日(水)

本会議は、区議会ホームページ(右2次元コード)でライブ中 継と録画中継を行っています。決算特別委員会は、録画中継の み行っています。録画中継は、会議終了からおおむね24時間後に 「速報版」を、おおむね1週間後に内容や質問者ごとの「詳細版」 をご覧になれます。



児童手当の制度改正に伴い、受給資格が消滅した方へ「児童手当・特例給付支給事由消滅通知書」を発送しました。今後も、児童手当等の受給資格が 消滅または申請却下になった方へ、順次通知書を発送していきます。

問い合わせは、子ども家庭部管理課子ども医療・手当係へ。

所得が上限額を上回ることにより、受給資格が消滅・申請却下になった方

児童手当等の由請

受給資格が消滅・申請却下になった方で、以下のいずれかに該当した場合は 期限内に改めて申請が必要です。

来年度以降、所得が上限限度額未満

納税通知書等(通知書名称は自治体によって異なる場合あり)を受け取った日 の翌日から15日以内に、「児童手当・特例給付 認定請求書」を提出してください。 所得の更正・修正申告を行ったことにより、所得が上限限度額未満

税額決定通知書等(通知書名称は自治体によって異なる)を受け取った翌日

から15日以内に、同請求書を提出してください。

※所得の更正や扶養人数の修正申告を行った場合は同請求書の提出が不要な 場合があります。詳細は、子ども家庭部管理課子ども医療・手当係までご連 絡ください。

●申請方法

子ども家庭部管理課子ども医療・手当係へ郵送。または、同係(区役所東棟3 階)、区民事務所へ持参

給付金の申請要件を緩和しています

ご存じですか?ひとり親家庭の方への資格取得支援制度

児童扶養手当を受給中または同等の所得水準にあるひとり親の方に 対し資格取得のための給付金を支給しています。

申請の要件を緩和していますので、ぜひこの機会にご利用ください。 なお、受講前に事前相談が必要です。来年度の修業相談も受け付 けています。

> 問い合わせは、子ども家庭部管理課ひとり親家庭支援担当 **☎**5307-0343**へ**。



自立支援教育訓練給付金

厚生労働省が指定する雇用保険制度の「教育訓練給付金(①一 般②特定一般③専門実践)」の指定講座を受講し修了した場合、受 講料の一部を支給します。

入学料および受講料の60%相当額

上限額 ①②20万円③修業年数×上限40万円

高等職業訓練促進給付金

指定の国家資格やデジタル分野等の民間資格の取得のために修業する場合、 修業期間中の生活資金として、訓練促進給付金を支給します。また期間修了後、 修了支援給付金を支給します。

支給額

- ●訓練促進給付金 月額7万500円 (住民税非課税世帯は月額10万円) 修業期間の最後の12カ月(12カ月未満の場合は当該期間)に限り、月額4万円
- ●修了支援給付金 2万5000円(住民税非課税世帯は5万円) ※養成期間修了後、30日以内に支給申請が必要。

高等学校卒業程度認定試験(高卒認定試験)合格支援事業

ひとり親家庭の親または20歳未満のお子さんが高卒認定試験合格のための講 座を受講し修了した場合、受講料の一部を支給します。

入学料および受講料の60%相当額

- ①受験開始時給付金=受講料の30%(上限7万5千円)
- ②受講修了時給付金=受講料の10%(①と合わせて上限10万円)
- ③合格時給付金=受講料の20%(①②と合わせて上限15万円)

後期高齢者医療制度のお知らせ

後期高齢者医療被保険者証の送付

現在ご使用の後期高齢者医療被保険者証(以下、保険証)の有効期限は9月30日です。 10月1日からの保険証(水色)を、9月中旬以降に簡易書留で送付します。

有効期限が過ぎた保険証は、個人情報に十分注意してご自身で破棄するか、国保年金 課高齢者医療係(区役所東棟2階)・区民事務所へ返却してください。

8月~5年7月の自己負担割合は、4年度住民税課税所得で判定します。 窓口2割負担の導入による判定方法の変更点は次のとおりです。

10月1日から

3割負担=同世帯の被保険者で住民税課税所得が145万円以上の方がいる場合 2割負担=以下の両方に該当する場合

①同世帯の被保険者で住民税課税所得が28~145万円未満の方がいる

②年金収入とその他の合計所得金額の合計額が、被保険者が1人の場合は200 万円以上(被保険者が2人以上の場合は320万円以上)である

1割負担=同世帯の被保険者全員で住民税課税所得がいずれも28万円未満の場合。また は、①に該当するが②には該当しない場合

※住民税非課税世帯の方は1割負担。

·問い合わせは、国保年金課高齢者医療係☎5307-0651へ。

後期高齢者医療高額療養費支給事前申請書(配慮 措置施行対応)の送付

10月1日からの窓口2割負担の導入に伴い、2割負担対象者の 急激な自己負担額の増加を抑えるために、10月1日~7年9月30日 について、外来医療の負担増加額の上限を1カ月あたり最大3000 円までとします。上限額を超えて支払った金額は、高額療養費と して支給する配慮措置が開始されます。

これに伴い、10月1日から2割負担対象者で、これまでに高額療 養費の口座登録をしていない方に対して、高額療養費支給事前申 請書を9月中旬以降に東京都後期高齢者医療広域連合から送付す る予定です。

事前申請書が届いたら、同封の返信用封筒で期限内に郵送で 提出してください。期間内に提出がなかった場合は、高額療養費 が発生した際に、高額療養費支給申請書を広域連合から送付し ます。

株式会社 山野 創業 昭和62年 中野区新井 1-19-1 東京都建設業許可

フリーダイヤル ご相談・お見積り無料 012-012-4699

広告

屋根ふきかえ・外壁塗装【雨漏り緊急対応【リフォーム全般

【ご意見をお寄せください】

募集します

◇閲覧場所

下記の場所および区ホームページ(トップページ「区民 等の意見提出手続き〈パブリックコメント〉」)でご覧にな れます(休業日を除く)。

- ●杉並保健所保健予防課保健予防係
- ●区政資料室(区役所西棟2階)
- ●区民事務所
- ●図書館

◇意見提出方法

はがき・封書・ファクス・Eメール・閲覧場所にある意見用紙 に書いて、意見提出先。ご意見には、住所・氏名(在勤・在学の 方は、勤務先・学校名と所在地、事業者の方は事業所名と所在 地、代表者の氏名)を記入(区ホームページにもご意見を書き込 めます)。

※いただいた主なご意見の概要とそれに対する区の考え方などは、 後日公表する予定。

マイナンバー制度 特定個人情報保護評価書(案)

◆特定個人情報保護評価の実施

マイナンバーの利用にあたってプライバシーや個人情報へ及ぼす影響を事 前(緊急時は事後)に評価し、その保護の措置を講じるものです(詳細は、 個人情報保護委員会ホームページ参照)。

◆予防接種に関する事務

新型コロナウイルス感染症ワクチンの接種にあたり、ワクチン接種記録シ ステム(VRS)の活用および、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の 交付において新たな特定個人情報の取り扱いが生じたことに伴い、予防接種 に関する事務の特定個人情報保護評価書の記載内容を一部修正します。

※なお、本件は災害その他やむを得ない事由に該当するため、事後評価と なっています。

◆マイナンバー制度に関する問い合わせ先

マイナンバー総合フリーダイヤル 20120-95-0178 (月~金曜日午前9時30 分~午後8時〈土・日曜日、祝日は午後5時30分まで。年末年始を除く〉)。IP 電話等2050-3816-9405

※外国語(英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語)での相談☎ 0120-0178-26。

※マイナンバー制度の詳細は、デジタル庁ホームページ参照。

◆閲覧・意見募集期間 10月1日まで

◆意見提出・問い合わせ先 杉並保健所保健予防課保健予防係(〒167-0051荻窪5-20-1**☎3391-1025 3391-1927▼yobo-k@city.suginami.lg.jp**)

「安心して働ける明日へ

4年就業構造基本調査にご協力ください

正規・非正規雇用者の就業状況の違い、高齢 層・若年層の就業状況、育児・介護と就業の関係 などについて、全国・地域別に明らかにすることを 目的として、就業構造基本調査を実施します。調査 結果は、働き方改革の推進に向けた取り組みなど、 国や地方公共団体の政策の基礎資料として幅広く活 用されます。

調査対象の世帯には、9月下旬から調査員がご自 宅に伺います。ご理解とご協力をお願いします。

図調査基準日=10月1日▶調査事項=出生の年月、就 業状態、職業訓練および自己啓発、育児・介護の状 況など▶**調査対象=**無作為に選ばれた区内約4600世 帯の15歳以上の世帯員▶調査票の配布=東京都知事

が任命した調査員(「調査員証」を携帯)が世帯を訪問**▶回答方法=**インター ネットから回答。または調査票の郵送▶調査結果の公表=5年7月以降順次、総 務省統計局ホームページ等で公表予定 間区民生活部管理課統計係☎5307-0621 個詳細は、就業構造基本調査キャンペーンサイト(右2次元コード)参







照

区民の声から

区民の皆さんからいただいた声と、それ に対する区からの回答の一部を掲載します。

――問い合わせは、区政相談課へ。



◇シェアサイクリング設置のお願い

善福寺児童館があった近くにシェアサ イクリングが設置されたので利用しまし たが、善福寺公園やIR西荻窪駅付近に は専用の駐輪場がないので、用事が終 わってもまた児童館近くの駐輪場に返却 しなければなりません。

また、駅の近くではレンタルができな いので、不便です。駅の近くにシェアサ イクリングの設置をお願いします。

◇回答

シェアサイクル実証実験では、区が公有地(区立公園や区立自転車駐 車場)の一部をサイクルポートとして民間のシェアサイクル事業者に貸し出 すなど、官民連携して取り組んでいます。

実証実験期間中は、公有地でのサイクルポートの調整(拡大や縮小等) を適宜行っていく予定です。区内には公有地に限らずサイクルポートが 設置されている場所が複数あります。民有地の新たな開拓等については、

シェアサイクル事業者が主体的に実施していくことになるため、駅付近、 特にサイクルポートの設置箇所が少ないJR西荻窪駅周辺についても、今後 事業者と調整していきます(7月に設置済み)。

また、実証実験期間中の区内シェアサイクルの利用実態は、5年度以降 の本格的な事業化に向けての具体的な検討材料の一つとなります。今後も 区民の皆さんからのご意見を参考にしながら、移動の利便性のさらなる向 (担当 都市整備部管理課交通企画担当) 上に取り組んでいきます。

区政への主な意見と回答は、区ホームページ(右2次元コード)でご覧になれます。



